

総量削減制度について

1 水質総量削減制度とは

水質総量削減制度とは、人口・産業の集中等により汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域において、水質汚濁防止法の濃度規制のみでは水質環境基準の達成が困難なことから、流入する汚濁負荷量の総量を削減し、総合的に水環境改善に取り組み、水質汚濁を防止するための制度である。

○昭和 53 年に水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法の改正により導入され、これまで 5 年ごとに計画を策定し、8 次にわたり取り組んでいる。

(本県では昭和 55 年に第 1 次計画を策定)

○指定項目：化学的酸素要求量 (COD)、窒素、りん

(窒素、りんは平成 14 年の第 5 次計画から指定項目に追加)

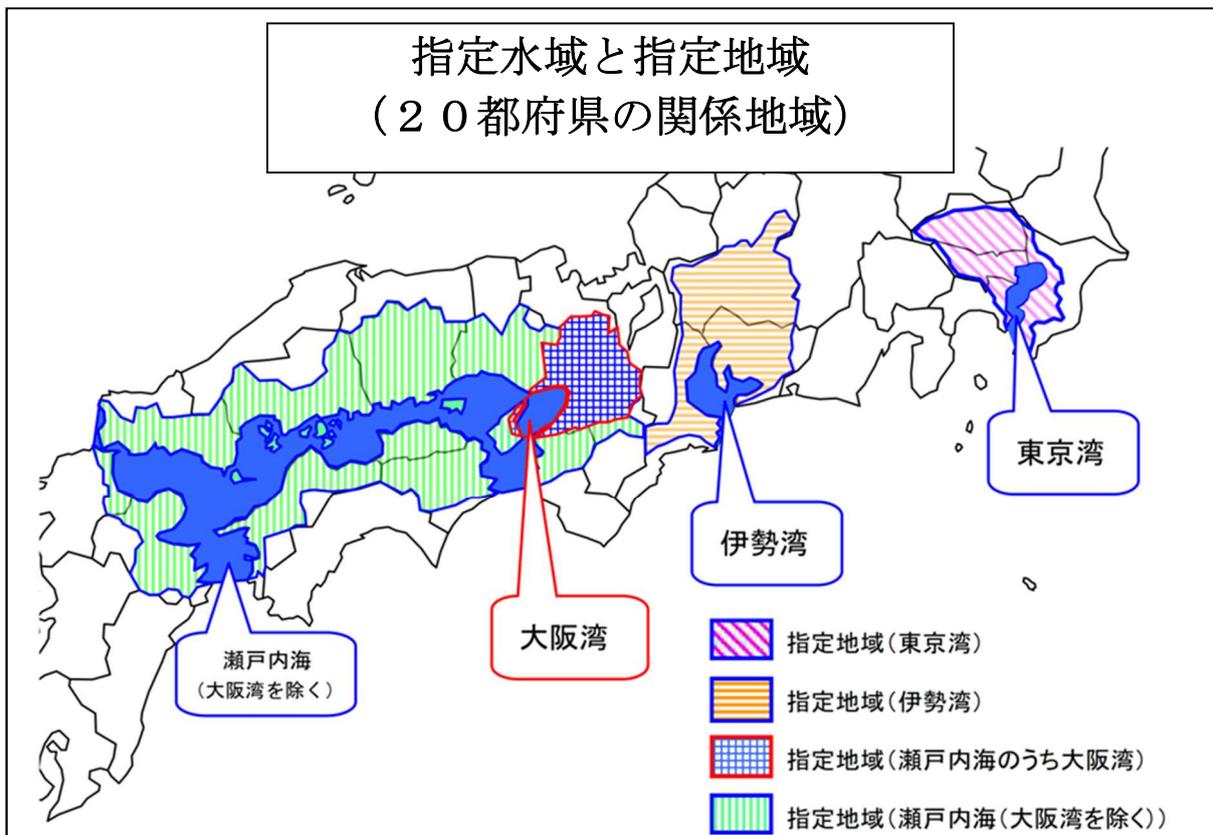
○指定水域・指定地域

東京湾：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の関係地域

伊勢湾：岐阜県、愛知県、三重県の関係地域

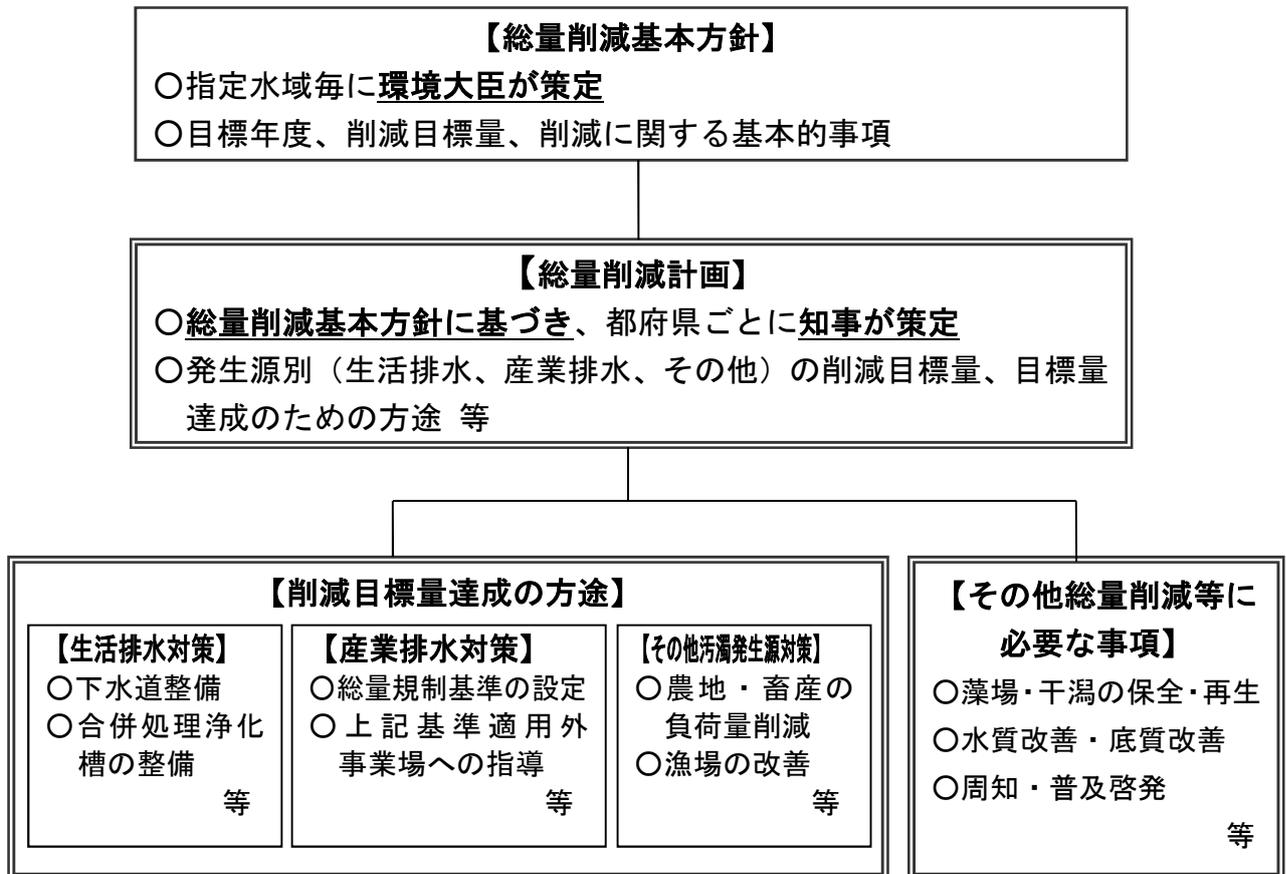
瀬戸内海：京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県の関係地域

(大阪湾については、瀬戸内海に含まれているが、大阪湾以外との水質状況に差があるため、削減方針が分けられている。)



2 水質総量削減制度の概要

(1) 総量削減制度の概略図



(2) 総量削減制度の沿革

	方針策定（国）	計画策定（県）	計画目標年度	対象項目
第1次	昭和54年6月	昭和55年4月	昭和59年度	COD
第2次	昭和62年1月	昭和62年5月	平成元年度	COD
第3次	平成3年2月	平成3年3月	平成6年度	COD
第4次	平成8年4月	平成8年7月	平成11年度	COD
第5次	平成13年12月	平成14年7月	平成16年度	COD、窒素、りん
第6次	平成18年11月	平成19年6月	平成21年度	COD、窒素、りん
第7次	平成23年6月	平成24年2月	平成26年度	COD、窒素、りん
第8次	平成28年9月	平成29年6月	平成31年度	COD、窒素、りん
第9次	令和4年1月	令和4年9月 (予定)	令和6年度	COD、窒素、りん

千葉県における負荷量の推移

